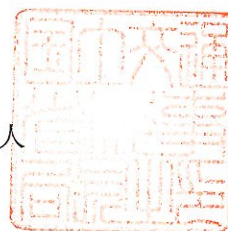


国海査第43号の2  
平成24年5月16日

社団法人 日本船舶品質管理協会  
会長 山田 信三 殿

国土交通省海事局長  
森 雅 人



藤倉ゴム工業株式会社製膨脹式救命いかだ FRN-SN-30 型等に係る膨脹式救命いかだ整備規程の認可及び同整備事業場の認定の取扱いについて

定員がそれぞれ 30 人、35 人及び 37 人である膨脹式救命いかだ FRN-SN-30 型、FRN-SN-35 型及び FRN-SN-37 型並びに進水装置用膨脹式救命いかだ FRN-SN-30D 型、FRN-SN-35D 型及び FRN-SN-37D 型（以下「FRN-SN-30 型等」という。）が平成 22 年 7 月 13 日に型式承認されました。

定員が 25 人以下である膨脹式救命いかだ及び定員が 50 人である大型膨脹式救命いかだについては、膨脹式救命いかだに係る整備規程の認可及び整備事業場の認定の取扱いを定めているところですが、FRN-SN-30 型等に係る整備規程の認可及び整備事業場の認定の取扱いが明確でない状況にあります。

このため、FRN-SN-30 型等に係る整備規程の認可及び整備事業場の認定に関する取扱いを明確にするとともに、昭和 51 年 3 月 26 日付船査第 154 号（「膨脹式救命いかだ整備事業場認定の基準細則及び膨脹式救命いかだ整備事業場調査について」）及び昭和 62 年 6 月 11 日付海査第 247 号（「膨脹式救命いかだ整備事業場の認定の取扱いについて」）を改正し、別添のとおり取扱うこととしましたので、通知いたします。



藤倉ゴム工業株式会社製膨脹式救命いかだ FRN-SN-30 型等に係る膨脹式救命いかだ整備規程の認可及び同整備事業場の認定の取扱いについて

1. FRN-SN-30 型等の整備規程の認可について

FRN-SN-30, -35, -37 型膨脹式救命いかだ及び FRN-SN-30D, -35D, -37D 型進水装置用膨脹式救命いかだ（以下「膨脹式救命いかだ FRN-SN-30 型等」という。）に係る整備規程の認可については、今後、それぞれ「藤倉ゴム工業株式会社製膨脹式救命いかだ（FRN-SN-30, -35, -37 型）」及び「藤倉ゴム工業株式会社製進水装置用膨脹式救命いかだ（FRN-SN-30D, -35D, -37D 型）」として認可することとする。

2. FRN-SN-30 型等の整備事業場の認定について

- (1) 整備事業場の認定については、膨脹式救命いかだ FRN-SN-30 型等は、藤倉ゴム工業株式会社製膨脹式救命いかだ（定員が 25 人以下であるものに限る。）と同類型として取扱うこととする。
- (2) 認定に当たっては、船舶検査心得 1-3 船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（以下「心得」という。）21.1(b)の規定に係わらず、地方運輸局長限りで認定して差し支えない。
- (3) 認定の基準運用については、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び心得の該当条項並びに膨脹式救命いかだ（FRN-SN-30, -35, -37 型）にあつては昭和 51 年 3 月 26 日付け船査第 154 号（「膨脹式救命いかだ整備事業場認定の基準細則及び膨脹式救命いかだ整備事業場調査について」）別紙 1 の規定、進水装置用膨脹式救命いかだ（FRN-SN-30D, -35D, -37D 型）にあつては昭和 62 年 6 月 11 日付け海査第 247 号記 1. の規定によるものとする。
- (4) 認定書の交付に当たっては、認定に係る船舶又は物件の範囲の欄を、「膨脹式救命いかだ（FRN-SN-30, -35, -37 型）（整備規程第 号）」又は「進水装置用膨脹式救命いかだ（FRN-SN-30D, -35D, -37D 型）（整備規程第 号）」等と記載し、物件を特定すること。
- (5) 既に藤倉ゴム工業株式会社製膨脹式救命いかだ整備事業場（定員が 25 人以下であるものに限る。）に認定されている事業場が、新たに膨脹式救命いかだ FRN-SN-30 型等の整備事業場として認定されることを希望する場合には、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第 28 条の 2 第 1 項第 3 号に該当することから、同条第 2 項の規程に基づき変更承認申請書を提出させること。

3. 整備事業場の認定基準の改正について

FRN-SN-30 型等の取扱いの明確化に併せて、膨脹式救命いかだ整備事業場認定の基準細則を定めた船査第 154 号及び海査第 247 号を別紙 1 のとおり改正する。